役場企画財政課財政係

並不足比率は算定されませんでした。

問い合わせ先

令和6年度 財政指標を公表

では、 来負担比率)と公営企業会計の 資金不足比率を公表することが 赤字比率、実質公債費比率、 比率(実質赤字比率、連結実質 議会に提出した後、健全化判断 に関する法律 義務付けられています。 地方公共団体の財政の健全化 毎年度、前年度の決算を (財政健全化法 将

町の状況は次のとおりです。 令和6年度決算に基づく長島

※財政指標とは

て、さまざまな指標があります。 な観点に立って測るかによっ ものです。 況を測る「ものさし」のような 決算数値から自治体の財政状 財政状況をどのよう

健全化判断比率

実質赤字比率】

実質的な赤字額が、標準的な状態で収入が見込まれ各年度の経営状況を示す指標で、一般会計などの る比率を表します。 る自治体の一般財源の規模(標準財政規模) に占め

実質赤字比率は算定されませんでした。

理結実質赤字比率

います。 ての赤字額が、 あるのに対し、こちらは自治体の全ての会計を通し 実質赤字比率が一般会計などの実質的な赤字額で 標準財政規模に占める比率を表して

連結実質赤字比率は算定されませんでした。

美質公債費比率)

などに要する経費です。 自治体が発行した町債の元本の返済や利息の支払い る指標で、3カ年の平均で示されます。公債費とは、 自治体の公債費による財政負担の度合いを判断す

準25%を下回っています。 実質公債費比率は 9・9%となり、 早期健全化

負担比率

早期健全化基準は350%となります。 自治体が将来に支出しなければならない財政負担 将来負担比率は算定されませんでした。 標準財政規模の何倍にあたるかを示す指標で、

資金不足比率

める比率を表し、経営健全化基準は20%となります。 足額が各企業の事業の規模(料金収入の規模)に占 度の経営状況を示す指標で、各公営企業の資金の不 簡易水道や下水道事業などの公営企業ごとの各年 公営企業の資金不足が生じなかったことから、 資

長島町の令和6年度決算に基づく指標

健全化判断比率	令和6年度指標	令和5年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_*	_*	14.41%	20.0%
連結実質赤字比率	<u></u> *	_*	19.41%	30.0%
実質公債費比率	9.9%	9.4%	25.00%	35.0%
将来負担比率	*	*	350.0%	

額および連結実質赤字額がないことを表しています。 の表記がない(『一』で表記している)ものは、実質赤字 ※「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)

〇各指標の基準

政再生基準」以上になる なりません。 全化に取り組まなければ 努力による財政の早期健 を策定し、自主的な改善 と「早期健全化団体」と 健全化基準」以上となる いずれか1つでも「早期 の健全化判断比率のうち、 政再生基準」です。4つ カードに相当するのが「財 営健全化基準」。レッド 期健全化基準」および「経 カードに相当するのが「早 カーに例えると、イエロー 行しなければなりません。 で確実な財政の再生を実 国、県の強力な関与の下 と「財政再生団体」となり、 なり、「財政健全化計画 「財政再生計画」を策定し、 経営健全化基準」以上に また、資金不足比率が 各指標の基準をサッ 同様に「財

となり、「経営健全化計画

なると「経営健全化団体.

営健全化に取り組まなけ

ばなりません。

を策定し、

公営企業の経